

令和3年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和3年12月9日(木) 午後2時～3時30分
開催場所	北区役所 第一庁舎4階 第一委員会室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約係主査
議事概要	<p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 総務部長挨拶 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度上半期 契約締結状況について (2) 令和3年度上半期 審議案件について <ol style="list-style-type: none"> ①制限付一般競争入札(1件) ②指名競争入札(3件) ③随意契約(特命随意契約)(3件) 4. その他 <p>閉会</p>
審議の対象とした期間	<p>令和3年4月1日～令和3年9月30日</p> <p>1318件(内訳:制限付一般競争入札10件、総合評価方式入札4件、希望制指名競争入札431件、指名競争入札165件、随意契約708件)</p>
報告資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 各審議案件資料 4. 審議案件補足資料、その他資料
審議案件	<p>合計 7件</p> <p>「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり</p>
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

令和3年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

1. 令和3年度上半期 契約締結状況について
事務局が令和3年度上半期の契約締結状況を報告。
平均落札率は92.4%であった。

2. 令和3年度上半期 審議案件7件について
事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、
質疑を行った。

(1) 制限付一般競争入札 (1件)

① 「旧赤羽台東小学校解体工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限付一般競争入札であるため低入札価格調査制度の対象であり、低入札価格調査が行われた案件である。低入札価格調査委員会は、入札等審査委員会とは別に立ちあげるものか。また、調査の詳細についてはどのようになっているのか。 ・無効という表記になっている業者を含め、どの業者が調査対象となっているのか。 ・低入札価格調査の実施は、今回が初めてか。 ・次回、このような案件があった際には、調査委員会の資料も提示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都北区低入札価格調査制度実施要綱」の第5条にて低入札価格調査委員会について規定しており、その組織で調査を行っている。調査の詳細については公表しておらず、低入札価格調査委員会においても資料は机上配布とし、委員会終了後に回収している。 ・低入札価格調査制度では「失格基準価格」と「調査基準価格」を設けており、失格基準価格を下回ると、調査を行うことなく失格となる。本件では一番低い価格で入札した業者が失格基準価格を下回っており、無効という記載になっている。次に低い価格で入札した業者については、失格基準価格は上回っているが調査基準価格を下回っているため、低入札価格調査の対象として調査を行った。次点の業者については、調査は実施していない。 ・既に過去何度か実施している。令和3年度についても、何回か行っている。 ・お示しできる範囲で用意させていただく。なお、主な内容としては、入札額の明細内訳や技術者の配置状況、過去の履行状況等についてヒアリング等を実施したものをまとめ、低入札価格調査委員会に報告している。

<p>・失格基準価格について伺う。予定価格の7/10など、決まっているのか。誰が実際に決めているのか。</p> <p>・失格基準価格は、下回るとその時点で無効となるとのことである。下回った時点で無効というのはいかなるものか。失格基準を設けずにすべて調査対象とすることはできないのか。</p> <p>・それぞれの入札額からして、基準が高すぎるということはいえないか。一律に割合で失格とするのではなく、調査委員会があるのだから、そこで様々に調査すればよいのではないか。</p>	<p>・国の基準等を参考にしながら、契約管財課で割合等を決めている。</p> <p>・従来は最低制限価格を設けるのみであったところ、最低制限価格はそれを下回るとただちに無効（失格）となるため、そこについて議論があり、この低入札価格調査制度ができた。失格基準価格は、それを下回る価格では適正な施工がなされない可能性があるということで設定しており、失格基準価格を設けず調査対象とするのは難しいところである。</p> <p>・施工品質の確保とダンピング防止のバランスであり、より安価であったほうがいいという設定にするのは難しい。</p>
--	---

(2) 指名競争入札（3件）

- ②「岩淵橋耐震工事」
- ③「飛鳥中学校リノベーション太陽光発電設備工事」
- ④「電話催告システム等の賃借」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>②について</p> <p>・1者応札、他は辞退で結果として1者入札となっている案件である。それぞれ辞退理由は記載されているが、どのような入札であったのか。</p> <p>・1者のみの応札という状況は、区民目線で見るときに、形だけの指名とも捉えられる。業者を指名する際に、区として何らかの工夫をすることはできないのか。</p>	<p>・希望制指名競争入札で希望を募ったところ、希望があったのが1者のみであったため指名競争入札に切り替えて入札を行った。結果として希望のあった1者が応札し、指名した業者についてはいずれも辞退となった。</p> <p>・本件は、「鋼けた」という、登録業者が少ない業種の案件である。それも踏まえ、工事主管課でも他の業種での施工で対応できないか検討したが、特殊な加工が必要であり、他の業種では対応できないという結論に至った。</p> <p>また、より品質の良い施工を求めるために格付順位の高い業者から指名していくこととしているが、この業種は国等が発注するような大規模な案件も多く、格付順位の高い業者は今回区が発注したような小規模の案件まで対応で</p>

・ 辞退理由には「技術者が確保できないため」とある。大規模な案件を受注して技術者を確保できないという業者ではなく、技術者を確保できそうな業者を指名し、より競争性が生まれるようにすることは難しいのか。1者入札を回避するためには、区側が何らかの工夫をしたうえで指名していかなければならないものとする。

・ 予定価格が2千万円を超えているため、事前公表の案件ということか。事前に公表されているとなると、価格を見て判断していることもあるかもしれない。辞退理由に、そういったことを正直に書いてはいけないものなのか。より多くの技術者を抱えている企業が辞退し、数十人規模の技術者の企業が落札している。その理由はどこにあるのか、正直に記載してもらったほうが、区側も改善しやすいものとする。

③について

・ 一度全者辞退により不調となり、再度仕切りのおして行われた入札である。最初の入札の辞退理由を知りたい。最終的に落札した業者が当初どのような理由で辞退していたのか。

④について

・ 指名基準によると、賃借の入札にあたっては、今回は予定価格が2千万円以上5千万円未満に該当するため、7者程度指名することとなっている。本件は5者の指名となっているが、どのような理由か。

きないということもあるようだ。指名にあたってはそのバランスを見極めるのが難しいと考えている。

・ 指名にあたっては、競争性が生じるよう、実績・規模・職員数なども考慮している。

また、同時期に別の受注が決まることもあり、難しい部分がある。

・ 予定価格を事前公表している案件である。辞退理由については、事実を書き添えていただいている問題ないものである。なお、参考情報としてお伝えするが、以前よりご指摘いただいている辞退理由について、既に行ってきた業者団体への周知のほかに、今回共同運営のシステム上に辞退理由の記載について依頼文書を掲載し始めた。当委員会にて貴重なご意見をいただき、区もそれを少しでも反映していきたいと考えている。小さなことではあるが、今回そのひとつとして行ったところである。

・ 調べることはできるが、今は持ち合わせていない。

(なお、後日確認したところ、辞退理由の記載がなかった。)

・ 本件は準備契約案件である。準備契約の入札実施時期はこのような入札案件が多く出る。また、賃借は専門性を有する場合などもあり受注可能な業者があまり多いとは言えない。そのような中では、基準にもある「〇者『程度』」という言葉から、大量に入札案件がある場合はある程度指名数を絞らせていただくことがある。

<p>・5者のうち2者が仕様を満たせないとして辞退している。また、「弊社都合」というのは、理由の真意が不明である。</p> <p>指名競争入札について</p> <p>・指名競争入札は、区が指名をした業者は応札せず、当初から希望を出した業者のみが応札しての競争となっている傾向が見られる。恐らく多くの入札ではそのようなことがないものと思われるが、税金が使われている以上、区民目線でこれらの案件を見たときには、そういったものだと誤解が生まれる可能性がある。</p>	<p>・記載された辞退理由が本当の情報であるかは定かではないところである。理由を明確に記載しない業者については、大きな業者ほど区の小規模な案件まで受注することは厳しいということもあると考えている。</p> <p>・日々の入札の動向としては、指名競争入札に切り替えた案件であっても、概ねきちんと競争が行われている。しかしながら、少数の事象であっても目には留まるものであり、実際の入札のあり方がどうなのかという一般市民の目線は心に留めて従事しなければならないと考えている。</p>
--	--

(4) 随意契約（特命随意契約）（3件）

- ⑤「北区キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託（単価契約分）」
- ⑥「北区総合行政システム保守業務委託」
- ⑦「東京都北区教務用 ICT 環境運用保守業務委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>⑤について</p> <p>・過去の当委員会の意見を反映して、予定価格500万円以上の特命随意契約案件については、特命随意契約金額妥当性確認書を提出することとなっている。本件には確認書の添付が無いが、それはなぜか。</p> <p>・本件の相手先はよく耳にする業者である。こういった自治体などでも事業を行っているのか。</p> <p>⑥⑦について</p> <p>・システム関連の保守業務委託案件である。今回参考として、導入時の仕様を机上配布という形で初めて提供していただいた。これを見ると、特に⑥については、現状必要とする状態で製</p>	<p>・本件は、プロポーザル方式により業者を選定したものであり、プロポーザルにおいてはその金額も審査の対象となっている。そのため、確認書は徴取していない。</p> <p>・自治体の経済対策や、区内事業者の電子決裁対応促進・支援事業として実施している。多くの人が財布を持ち歩かないという時代になってきており、それに区内事業者が対応できるようにしていくというものである。</p> <p>・お見込みのとおりである。開発品は企業の資産として位置づけ、北区の仕様に合わせた成果品を享受するという形である。権利は、概ね区と企業で共有しているが、もとの製品自体は企</p>

<p>品を納入してもらおう、というものであると理解した。レストランで例えると、食事は提供するが、そのレシピまでは出さないというようなことと考えるが、その理解でよいか。そうであるとすると、「ロックイン」はそこから始まる。</p>	<p>業の資産となっている。</p>
---	--------------------

審 議 結 果
<ul style="list-style-type: none"> ・入札について、概ね良好に執行されていると認められる。少しずつではあるが、入札・契約制度が改善され続けており、今後も継続していただきたい。 ・辞退理由及び特命随意契約金額妥当性確認書について、辞退理由はシステム上に理由の記載を促す文書を掲載したとのこと、また金額妥当性確認書は具体的な記載を求める様式に変更されるとのこと、いずれも少しずつ進化させており、良いことである。 ・辞退理由の記載に関しては、入札の適正性確保の観点から、なんらかの根拠をもって記載を促すなど、もう少し重きを置いてより具体的な辞退理由の記載とすることができないか。抽象的な記載の場合、区から業者へ説明を求めることができるようにする、場合によっては入札監視委員会として質問をするなど、徹底を図れないか。今後課題として検討していただきたい。 ・今回の案件に直接関係はないが、区民の声に耳を傾けることも大事な視点であると考え。災害や放置自転車、石神井川のスカム問題など、様々な課題がある。若い人が住み続けたいと思えるようなまちづくりをしないと人口が減少してってしまう。根本的な課題解決につながるような工事、契約をしていただきたい。 ・数年前より「1者応札」と「ロックイン」について指摘している。 「1者応札」については、もともと近代まで競争という言葉が無かった日本人にとっては根が深い問題であり、長いスパンで地道に改善していく必要がある。また、「ロックイン」については、権利の問題で難しい部分や金額の問題もあるが、今後システム現品だけでなくソースコードも納品してもらおうような契約にするなど、保守契約で入札が可能となるように工夫できないものかと考える。引き続き課題としたい。

※「ロックイン」とはこの場合、システムの入替には非常に高いコストがかかるため、一度システムを導入すると長期間入替が行われず、導入中は保守や改修などがすべてシステム導入業者により行われ続けることを意味する。